

(入会申込)

第6条 学会の正会員(学生会員を含む)となろうとする個人は、原則として本学会会員または理事1名以上の推薦を得て、学会のウェブサイトを通じる等の方法により、入会申込を行うものとする。

2 前項の入会申込については、担当理事の審査を経て特段の疑義がない場合には、仮承認とし、当該申込者に対して、第4条に定める入会金及び会費納入の案内を行うものとする。

3 学会の賛助会員となろうとする個人また団体は、学会のウェブサイトを通じる等の方法により、入会申込を行うものとする。

4 入会の正式な承認は、定款第7条に基づき、理事会が、審議を経て行う。

5 学会は、入会の審査に必要な場合において、入会申込を行った個人または団体に対して資料の提出を求めることができる。

6 本条第2項により仮承認を受け、入会金及び会費を納入した者が、本条第4項の理事会の審議にて不承認となった場合には、仮承認を取り消し、第6条の規程にかかわらず支払済の入会金・会費は返還する。

7 本条第1項において、一般社団法人産業保健法学会研究会会員は、本学会会員と読み替えることができる。

(入会の日)

第7条 会員(学生会員を含む)の入会日は、前条による入会申込を経て、学会が入会金及び年会費の納入を確認、登録した日とする。

2 賛助会員の入会日は、理事会で入会が承認された日とする。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名または名称、住所、連絡先等、学会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに申し出るものとする。

2 会員が前項の変更届出を行わなかったことにより、不利益を被った場合、学会はその責任を負わないものとする。

(退会)

第9条 退会をしようとする者は、学会指定の退会申込書に必要事項を記入し、電子メールにて事務局に申し出ることにより、退会することができる。未納年会費がある場合は、退会後も学会に対する未納分の支払いを免れないものとする。